

第15回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年8月26日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 竹内部長・岡部委員・中村委員・久米博委員・阪井委員・吉岡委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員・植田委員
- 欠席委員 南部副部長・久米寛治委員・幸田委員・森委員・亀井委員
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正を申し上げます。
議案書の9ページをお開きください。第7号議案No.4・No.5、終期が「R21.9.9」となっておりますが、正しくは、「R6.9.9」です。また、期間（年）が、「20年」となっておりますが、「5年」となります。
- 竹内部長 (部長挨拶)
それでは第15回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は橘地区の岡部委員、新野地区の中村委員にお願いいたします。
それでは本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（3条）
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（4条）
第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、7ページ第6号議案No.10については別途審議といたします。
議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 岡部委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区今回議案はございません。

竹内部長 次に、福井地区お願いします。

岡部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は8月20日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

竹内部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は8月22日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、桑野地区お願いします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は8月20日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、見能林地区お願ひします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は8月23日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 続きまして富岡地区からご報告します。富岡地区は8月23日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.4を継続審議、その他は許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は8月23日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひしま

す。

竹内部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は8月18日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、中野島地区お願いします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は8月18日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、大野地区お願いします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は8月20日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説

明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は8月20日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、8月23日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は8月19日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.11を継続審議、その他は許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

植田委員 地区部会では、許可相当であると判断していますが、許可後も貸駐車場として使用するという点でよろしいでしょうか。

〇〇〇〇〇 許可後に造成工事を行い、完了検査後も引き続き貸駐車場として運用します。

竹内部長 それでは、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇 退室)

竹内部長 議事を再開します。
それでは、議案書の7ページ第6号議案No.10について承認してもよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは、議案書の7ページ第6号議案No.10について承認いたします。退室した〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇 入室)

竹内部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

萩野委員 議案書の5ページ第5号議案No.5の営農型太陽光発電施設ですが、下部で

は何を栽培するんですか。

植田委員 水蓴です。

萩野委員 他の委員には全然わからないので、営農型については何を栽培するかまで発表していただいたほうがいいと思います。

事務局 これからは議案書にも掲載するようにいたします。

久米博委員 議案書の5ページ第5号議案No.5の営農型太陽光発電施設の面積が0.3㎡で、No.6の作業道が814.62㎡となっているが、どういうことか説明願います。

事務局 営農型太陽光発電施設の場合は、支柱部分が転用面積となるので、0.3㎡となっています。また、太陽光パネル等を搬入するためには、No.6を一時的に作業道とする必要があるため申請に至っています。

久米博委員 一時転用となっているが、3年後には太陽光発電を止め、パネルを撤去するのか。

事務局 営農型太陽光発電施設の場合は、一定の収量があれば3年毎の更新になりますが、収量がない場合は更新できないので、パネル等を撤去し、現状復旧することになります。

竹内部長 議案書の4ページ第4号議案No.1・No.2と議案書の5ページ第5号議案No.5・No.6の案件について、経過を説明願います。

事務局 議案書の4ページ第4号議案No.1・No.2については、第14回農地部定例会で取り下げになった案件です。議案書の5ページ第5号議案No.5・No.6の案件については、事業計画等の見直しが行われ、あらためて提出された案件です。

竹内部長 何か違いがあるのですか。

事務局 水蓴を栽培するにあたって、営農指導員の変更がございました。

久米博委員 営農型ということで太陽光発電をした場合、以前からも支柱部分だけの面積になっていたのか。

事務局 以前から、その様になっておりました。

竹内部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

市瀬局長 報告します。15回農地部定例会議案、第1号議案から第7号議案のうち第6号議案No.4、No.11については継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

竹内部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

竹内部長 ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 特にありません。

竹内部長 ないようなので、以上をもちまして、第15回農地部定例会を閉会いたします。次回は、9月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦勞さまでした。

閉 会